

所 属	産業労働観光部 企業誘致課	21年度担当所属名	
担当(係)名	企業誘致担当 立地支援担当	内線	3084 3083
			商工労働部 企業誘致課

## 地域産業基盤の強化のための工業団地開発と企業誘致の推進

< 長期構想推進重点政策枠事業 >

- 1 事業費 【財源内訳】 【主な用途】  
 1,425,481 一般財源 1,425,481 負担金、補助及び交付金 1,423,231  
 (前年度 1,503,614) (補助金)

### 2 背景・現状

岐阜県は、東西南北の交通結節点として県内工場用地の交通アクセスが飛躍的に向上している。一方、景気後退に伴い企業の設備投資が大きく縮小している。こうした時期に、地域の産業基盤を強化していくためには、企業ニーズを的確に捉えた工業団地開発を促進していくとともに、地域の特性をいかした企業誘致を推進していくことが必要である。

### 3 事業目的

企業立地促進法に基づく各圏域毎の基本計画に基づき、市町村と連携して地域の特性・強みをいかした企業立地を促進し、雇用の創出・地域産業の活性化と税源の涵養を図る。

### 4 事業概要

< 印は長期構想推進重点政策枠事業分 >

- (1) ワンストップサービスの実施・市町村との連携強化 ( 274 千円 )  
 民間・市町村が行う団地造成に対し、開発をスピードアップし、必要な時期に必要な用地を企業に提供できるよう、ワンストップで相談支援を行う。  
 また、地域産業活性化協議会を開催し、基本計画の推進を図る。
- (2) 積極的な企業訪問活動 ( 1,976 千円 )  
 県外からの企業誘致、県内企業の流出防止及び進出企業のフォローアップ・再投資・二次進出を図るため、積極的な企業訪問を行う。
- (3) 企業の初期投下固定資産取得費等への助成 ( 1,422,481 千円 )  
 進出企業の事業所設置に係る初期投下固定資産取得費等に対し助成を行う。なお、厳しい県財政の状況に鑑み、雇用創出と税源かん養への効果が高い制度への改正を行う。

#### 【補助制度の概要】

- ・対象業種 技術先端産業、 コールセンター等、 一般製造業
- ・補助内容 ア 初期投下固定資産取得費の10分の1以内(限度額10億円。ただし、県営工業団地以外の場合は5億円)  
 イ 事業所賃借料及び通信回線使用料の2分の1以内、新規地元常用雇用者1名につき30万円  
 (限度額3億円、60ヶ月の通算額)(\*事業所を賃借する場合(上記の事業に限る))

#### 【主な制度改正内容】

- ・補助対象投資額要件引上げ 3億円 10億円(一般製造業の場合 ただし過疎地域及び県営工業団地は現行のまま据え置き)
- ・従業員用住宅建設費の補助対象への追加
- ・分割交付の見直し 単年度交付上限 2億円 1億円

- (4) 企業と地域との連携促進支援 ( 750 千円 )  
 企業進出の効果が地域に行き渡るよう、市町村等が行う進出企業と地元企業とのビジネスマッチング事業等に対し助成を行う。

( 款 ) 7 商工費 ( 項 ) 1 商工費 ( 目 ) ( 5 ) 企業立地対策費  
 ( 明細書事業名 ) 企業誘致等活動費  
 企業立地促進法基本計画推進事業費  
 企業立地促進事業補助金